

社会福祉法人高知福祉協会役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知福祉協会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬その他)

第2条 役員等には、次のとおり報酬及び旅費を支給する。

業 務 内 容	日 額	
	報 酬	旅 費
理事会、評議員会等会議への出席	5,000 円	1,500 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円	1,500 円

ただし、報酬について、業務に従事した時間が1日4時間を超える場合は、2,000円を加算することができる。

2 役員への各年度の報酬の総額は、1,200,000円を超えない範囲で支給できるものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

(1) 役員等への報酬等は、支給対象となる会議等に出席した都度、支給する。

ただし、その都度支給することが困難な場合は、翌月の5日までに支給するものとする。

(2) 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成17年5月21日制定の役員の報酬支弁に関する規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。